

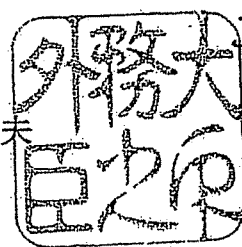


7
甲第
37
号証
の
/

情報公開第03551号
平成13年07月19日

様

外務大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課情報公開室
電 話：03-3581-9320
FAX：03-3581-4443

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等： 第7次日韓全面会談本会議第1回会合
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号 5条6号
	決定理由： 公開を前提としない他国とのやりとりに係る情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。事務の円滑な遂行のために公開しないこととされている情報であって、公にすることにより、事務補遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 14枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2001年07月30日～2001年08月28日（土日祝日及び年末年始を除く。）
の10時から17時30分まで（昼休み：12時30分～13時30分を除く。）
- ・ 外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
- ・ その他特記事項：

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定し、その額が300円までは無料（例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。）、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。詳細は、添付の＜説明事項＞2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・ 郵送を希望する行政文書のすべてを送付するために必要な郵送料を＜説明事項＞1. を参考に算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」を同時に納付下さい。

【参考】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計
 閲覧： 100 円 写しの交付： 280 円
- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）
 郵送料（見込額） 160 円

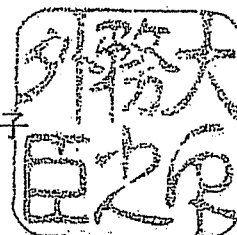


情報公開第00285号
平成15年01月29日

甲第
37
号証
の
2

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談第一回正式会議議事要録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 13枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
2	行政文書の名称等: JAPAN-KOREA CONFERENCE Summary of the First Formal Session
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 10枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
3	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談第一回正式会議議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 3枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

4	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談本会議速記録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有する情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 6枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
5	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談第二回本会議議事要録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有する情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
6	行政文書の名称等: KOREA-JAPAN CONFERENCE Record of Proceedings of the Second Plenary Session
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有する情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

7	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談第二回本会議議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
8	行政文書の名称等: (第一次) 日韓会談本会議速記録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2003年02月10日～2003年03月12日 (土日祝日及び年末年始を除く。)
の10時から17時30分まで (12時30分～13時30分を除く。)

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

- ・ その他特記事項:

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を算定し、その額が300円までは無料(例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。)、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。詳細は、添付の<説明事項>2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

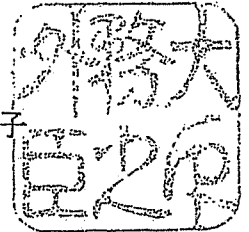


情報公開第00286号
平成15年01月29日

甲第
37号証の
3

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談第三回本会議議事要録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料(単価)： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	
2	行政文書の名称等： JAPAN-KOREA CONFERENCE Summary Record of the Third Plenary Session
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料(単価)： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	
3	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談第三回本会議議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料(単価)： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分：)	

4	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談本会議速記録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
5	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談第四回本会議議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
6	行政文書の名称等： KOREA-JAPAN CONFERENCE Summary Record of the Fourth Plenary Session
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

7	行政文書の名称等：（第一次）日韓会談第四回本会議議事録	
	決定区分：不開示	
	決定に係る該当条項： 5条3号	
	決定理由：当該文書は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。	
	開示可能な媒体の種別及び数量：	
	開示実施方法：	
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。		
・ 閲覧	☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：	）
・ 写しの交付	☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：	）

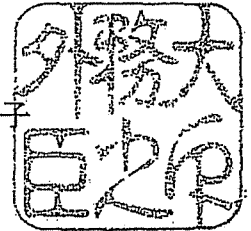


情報公開第00288号
平成15年01月29日

甲第
37
号証の
4

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談第五回本会議議事要録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
2	行政文書の名称等： JAPAN-KOREA CONFERENCE Summary Record of the Fifth Plenary Session
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
3	行政文書の名称等： (第一次) 日韓会談第五回本会議議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であって、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

4	行政文書の名称等: 「第一次日韓会談当時の回想」
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であつて、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	



情報公開第01745号
平成15年10月31日

甲第
37号証の
5

様

外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第5回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

21	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第 1 回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
22	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第 2 回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
23	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第 3 回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

24	行政文書の名称等：一般請求権小委員会第4回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分：) ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分：)	
25	行政文書の名称等：一般請求権小委員会第5回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分：) ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分：)	
26	行政文書の名称等：一般請求権小委員会第6回会合議事要旨
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐全部 ☐一部（希望する部分：) ・写しの交付 ☐全部 ☐一部（希望する部分：)	

27	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第7回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
28	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第8回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
29	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第9回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

30	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第10回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
31	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第11回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
32	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第12回会合議事要旨
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

33	行政文書の名称等： 一般請求権小委員会第13回会合議事要旨
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
34	行政文書の名称等： 一般請求権・非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
35	行政文書の名称等： 一般請求権・非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

36	行政文書の名称等： 一般請求権・非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
37	行政文書の名称等： 一般請求権・非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
38	行政文書の名称等： 一般請求権・非公式会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

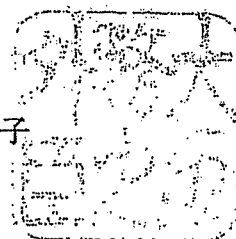


情報公開第01746号
平成15年10月31日

甲第
37
号証
の
6

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第6回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次におたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書「説明事項」をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

39	行政文書の名称等: 第1回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、未解決の問題に影響を有しうる情報であつて、公にすることにより、他国等との交渉上の不利益を被るおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
66	行政文書の名称等: 第2回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
67	行政文書の名称等: 第3回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

68	行政文書の名称等: 第4回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
69	行政文書の名称等: 第5回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
70	行政文書の名称等: 第6回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

71	行政文書の名称等： 第7回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
72	行政文書の名称等： 第8回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
73	行政文書の名称等： 非公式会談 結果報告等3文書
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

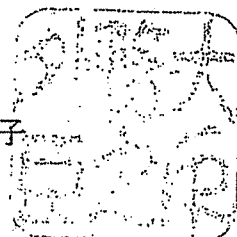


情報公開第01747号
平成15年10月31日

甲第
37
号証
の
7

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

191	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第1回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
192	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第2回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
193	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第3回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

194	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第4回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
195	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第5回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
196	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第6回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

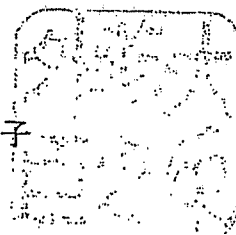
197	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第7回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
198	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会経済協力分科会会合記録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
199	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会請求権分科会第1回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

200	行政文書の名称等： 第7次日韓請求権及び経済協力委員会請求権分科会第2回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）



様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第7回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電 話：03-6402-2976

F A X：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

40	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第1回基本関係委員会議事要録 (1. 韓国代表挨拶 2. 日本代表挨拶 3. 提案理由 4. 草案逐条説明)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
41	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第1回基本関係委員会議事要録 (英文)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
42	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第1回基本関係委員会草案 (英文)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

43	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第1回基本関係委員会議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
44	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第2回基本関係委員会議事要録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
45	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第2回基本関係委員会議事要録(英文)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

46	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第2回基本関係委員会議事録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
47	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第3回基本関係委員会議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
48	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第3回基本関係委員会議事要録（英文）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

49	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第3回基本関係委員会議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
50	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第4回基本関係委員会議事要録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
51	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第4回基本関係委員会議事要録（英文）
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

52	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第4回基本関係委員会草案（英文）
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
53	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第4回基本関係委員会草案（韓文）
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
54	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第4回基本関係委員会議事録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

55	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第5回基本関係委員会議事要録
決定区分：不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
56	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第5回基本関係委員会議事録
決定区分：不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
57	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第6回基本関係委員会議事要録
決定区分：不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

58	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第6回基本関係委員会第4回本会議に対する基本関係委員会報告(案)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
59	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第6回基本関係委員会議事録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
60	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第6回基本関係委員会日本側草案
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

61	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第7回基本関係委員会議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
62	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第7回基本関係委員会議事録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
63	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第8回基本関係委員会議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

65	行政文書の名称等： 第1次日韓会談第8回基本関係委員会第5回本会議に対する基本関係委 報告（決定）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にす ることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るお それがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧	☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)
・ 写しの交付	☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)



情報公開第01749号
平成15年10月31日

甲第
37
号証
の
9

様

外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第8回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

74	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回本会議 会議状況
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
75	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回本会議 議事要録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
76	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第2回本会議 会議状況
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

77	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第2回本会議 議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
78	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第3回本会議 会議状況
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
79	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第3回本会議 議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

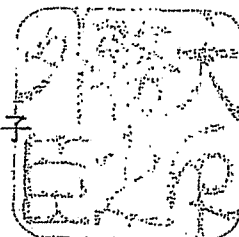


情報公開第01750号
平成15年10月31日

甲第
37
号証
の
10

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第9回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

80	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第1回基本関係委員会 会議状況、議事要録（付：両国代表挨拶）
決定区分： 不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
81	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第2回基本関係委員会 会議状況、議事要録
決定区分： 不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
82	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第1回請求権委員会 会議状況（付：両国代表挨拶）、議事要録
決定区分： 不開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量：	
開示実施方法：	
開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

83	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第2回請求権委員会 会議状況、議事要録（付：新聞発表文）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 1枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
84	行政文書の名称等： 第2次日韓会談第3回請求権委員会 会議状況、議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
85	行政文書の名称等： 第2次日韓会談請求権専門家協議会、議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

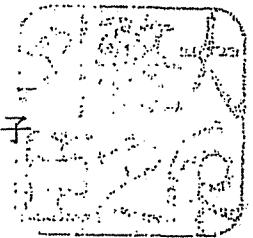


情報公開第01751号
平成15年10月31日

甲第
37
号証の
11

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第10回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書「説明事項」をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

86	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第1回本会議 議事録 (付: 議事次第、代表団名簿、両代表挨拶、新聞発表文ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 3枚	
開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料 (単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
87	行政文書の名称等: 第4次日韓会談手続問題打合せ
決定区分: 不開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量:	
開示実施方法:	
開示実施手数料 (単価): ・閲覧 ・写しの交付	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
88	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第2回本会議 議事録 (付: 英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 3枚	
開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料 (単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。 ・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

89	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第3回本会議 議事録 (付: 新聞発表文)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 2枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料 (単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
90	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第4回本会議 議事録 (付: 第2、3回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 5枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料 (単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
91	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第5回本会議 議事録 (付: 第4回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 3枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料 (単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

92	行政文書の名称等： 第4次日韓会談第6回本会議 議事録（付：第5回会議英文議事録ほか）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 3枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
93	行政文書の名称等： 第4次日韓会談第7回本会議 議事録（付：第6回会議英文議事録ほか）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 4枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
94	行政文書の名称等： 第4次日韓会談第8回本会議 議事録（付：各委員会日韓委員名簿ほか）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 2枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

95	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第9回本会議 議事録 (付: 第7、8回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 4枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

96	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第10回本会議 議事録 (付: 第9回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 1枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

97	行政文書の名称等: 第4次日韓会談再開第1回(第11回)本会議 議事録 (付: 両代表挨拶ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 4枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

98	行政文書の名称等： 第4次日韓会談再開第2回（第12回）本会議 議事録（付：第10回 会議英文議事録ほか）
決定区分： 部分開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 2枚	
開示実施方法： ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料（単価）： ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	

99	行政文書の名称等： 第4次日韓会談再開第3回（第13回）本会議 議事録（付：再開第1 回会議英文議事録ほか）
決定区分： 部分開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 3枚	
開示実施方法： ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料（単価）： ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	

100	行政文書の名称等： 第4次日韓会談再開第4回（第14回）本会議 議事録（付：新聞発表 文）
決定区分： 部分開示	
決定に係る該当条項： 5条3号	
決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。	
開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 1枚	
開示実施方法： ・閲覧 ・写しの交付	
開示実施手数料（単価）： ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円	
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： _____）	

101	行政文書の名称等： 第4次日韓会談両国代表顔合わせ概要
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
102	行政文書の名称等： 第4次日韓会談第15回本会議 新聞発表文
	決定区分： 開示
	決定に係る該当条項：
	決定理由：
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 1枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2003年11月20日～2003年12月22日（土日祝日及び年末年始を除く。）
10時から17時30分まで（12時30分～13時30分を除く。）

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階
 ・ その他特記事項：

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定して下さい。その額から300円分が控除されます。（算定額が300円までは無料（例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。））、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。なお、開示実施手数料が控除される金額は、開示請求1件につき300円です。）詳細は、添付の＜説明事項＞2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。



情報公開第01752号
平成15年10月31日

甲第
37
号証の
12

様

外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第11回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書「説明事項」をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

103	行政文書の名称等： 第 4 次日韓会談韓国請求権委員会第 1 回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
104	行政文書の名称等： 第 4 次日韓会談韓国請求権委員会第 2 回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
105	行政文書の名称等： 第 4 次日韓会談韓国請求権委員会第 3 回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

106	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第1回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
107	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第2回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
108	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第3回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

109	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第4回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
110	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第5回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
111	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第6回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

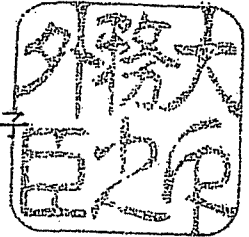
112	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第7回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
113	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第8回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
114	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第9回会合
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

115	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（文化財）第10回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
116	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（文化財）第11回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
117	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（文化財）第12回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

118	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（一般請求権）第1回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
119	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（一般請求権）第2回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
120	行政文書の名称等： 第4次日韓会談請求権委員会（一般請求権）第3回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第12回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

121	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第1回本会議 議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 3枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
122	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第2回本会議 議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 2枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
123	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第3回本会議 議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量: 文書または図面 4枚
	開示実施方法: ・閲覧 ・写しの交付
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 百枚までごとにつき百円 ・写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

124	行政文書の名称等： 第5次日韓会談予備会談第4回本会議 議事録
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 2枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとに付き百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

【開示請求書において希望された開示の実施の方法等】

- ・ 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示の実施が受けられます。

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・ 2003年11月20日～2003年12月22日(土日祝日及び年末年始を除く。)
- 10時から17時30分まで(12時30分～13時30分を除く。)

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

- ・ その他特記事項：

【開示実施手数料の算定】

- ・ 開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定して下さい。その額から300円分が控除されます。（算定額が300円までは無料（例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。）、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。なお、開示実施手数料が控除される金額は、開示請求1件につき300円です。）詳細は、添付の＜説明事項＞2. を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・ 開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合には、＜説明事項＞1. を参考に郵送料を算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」と同時に納付下さい。

【参考】

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計

閲覧： 0 円 写しの交付： 220 円

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込額）
郵送料（見込額） 140 円



情報公開第01754号
平成15年10月31日

甲第
37
号証
の
14

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第13回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

125	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第1回本会談（付：日韓両代表挨拶）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
126	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第2回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
127	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第3回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

128	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第4回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
129	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第5回本会談（付：会合記録追補）
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
130	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第6回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	

131	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第7回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
132	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第8回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
133	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第9回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

134	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第10回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
135	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第11回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
136	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第12回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

137	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第13回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
138	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第14回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
139	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第15回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

140	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第16回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
141	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第17回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
142	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第18回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

143	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第19回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
144	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第20回本会談 (付: ペーパー1. 日本側の考え方 2. 韓国側の考え方)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	
145	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第21回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:) ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)	

146	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第22回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
147	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第23回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
148	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第24回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

149	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第25回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
150	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第26回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
151	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第27回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

152	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第28回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
153	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第29回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
154	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第30回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

155	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第3 1 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
156	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第3 2 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
157	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第3 3 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

158	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第34回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
159	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第35回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
160	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第36回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

161	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第37回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
162	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第38回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
163	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第39回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

164	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第40回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
165	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第41回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
166	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第42回本会談
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

167	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第4 3 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
168	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第4 4 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
169	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第4 5 回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5 条 3 号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

170	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第46回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
171	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第47回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
172	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第48回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

173	行政文書の名称等: 局長・代表会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
174	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第49回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
175	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第50回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

176	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第51回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
177	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第52回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
178	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第53回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:) ・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

179	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第54回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
180	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第55回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
181	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第56回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

182	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第57回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
183	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第58回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
184	行政文書の名称等： 日韓予備交渉第59回本会談
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

185	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第60回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
186	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第61回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
187	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第62回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

188	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第63回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
189	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第64回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
190	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第65回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

様

外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

今回の開示決定等通知は第14回目です。今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

204	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第1回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
205	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第2回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
206	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第3回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

207	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第4回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
208	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第5回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
209	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第6回会合
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由：当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

210	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第7回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
211	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第8回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
212	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第9回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

213	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第10回会合 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）
214	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第11回会合 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）
215	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第12回会合 決定区分： 不開示 決定に係る該当条項： 5条3号 決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。 開示可能な媒体の種別及び数量： 開示実施方法： 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）

216	行政文書の名称等： 第7次日韓会談基本関係委員会第13回会合
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 ・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ） ・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）

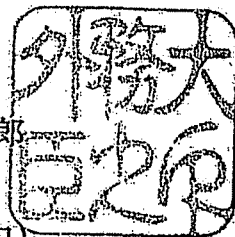


情報公開第02602号
平成 18年09月22日

9
甲第
37
号証
の
16

様

外務大臣 麻生 太郎



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

1951年から65年にかけて日本と韓国の間で7次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第1、2、4、5、7次の日韓交渉に関するそれぞれの議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）

2. 開示請求番号 2001-00738

3. 開示請求受付日 平成13年04月03日

※ この決定に取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所。

〔備考〕

この決定は、平成13年04月03日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、平成15年03月29日付け、および平成15年12月31日付けの異議申立てを受け、平成15年01月29日付け情報公開第00285号、および平成15年10月31日付け情報公開第01745号～第01755号 にて通知した決定の内容を一部変更し、改めて決定したものです。

5	行政文書の名称等: (第1次) 日韓会談第二回本会議議事要録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

21	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第1回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

22	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第2回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

23	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第3回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

24	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第4回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

25	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第5回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

27	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第7回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

28	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第8回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

29	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第9回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

31	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第11回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

32	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第12回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

33	行政文書の名称等: 一般請求権小委員会第13回会合議事要旨
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

39	行政文書の名称等: 第1回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

40	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第1回基本関係委員会議事要録 (1. 韓国代表挨拶 2. 日本代表挨拶 3. 提案理由 4. 草案逐条説明)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

44	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第2回基本関係委員会議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

47	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第3回基本関係委員会議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

49	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第3回基本関係委員会議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

50	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第4回基本関係委員会議事要録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

54	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第4回基本関係委員会議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

56	行政文書の名称等: 第1次日韓会談第5回基本関係委員会議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

66	行政文書の名称等: 第2回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

67	行政文書の名称等: 第3回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

68	行政文書の名称等: 第4回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

69	行政文書の名称等: 第5回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

70	行政文書の名称等: 第6回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

72	行政文書の名称等: 第8回財産請求権問題委員会議事要録及び議事録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

74	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回本会議 会議状況
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 9枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 180円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

75	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回本会議 議事要録
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

77	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第2回本会議 議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

79	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第3回本会議 議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

80	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回基本関係委員会 会議状況、議事要録 (付: 両国代表挨拶)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

81	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第2回基本関係委員会 会議状況、議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

82	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第1回請求権委員会 会議状況(付: 両国代表挨拶)、議事要録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

83	行政文書の名称等: 第2次日韓会談第2回請求権委員会 会議状況、議事要録(付: 新聞発表文)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

86	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第1回本会議 議事録(付: 議事次第、代表団名簿、両代表挨拶、新聞発表文ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

88	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第2回本会議 議事録(付: 英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

89	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第3回本会議 議事録 (付: 新聞発表文)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

90	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第4回本会議 議事録 (付: 第2、3回会議英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 7枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 140円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

91	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第5回本会議 議事録 (付: 第4回会議英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

92	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第6回本会議 議事録 (付: 第5回会議英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

93	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第7回本会議 議事録 (付: 第6回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 120円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

94	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第8回本会議 議事録 (付: 各委員会日韓委員名簿ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

95	行政文書の名称等: 第4次日韓会談第9回本会議 議事録 (付: 第7、8回会議英文議事録ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 120円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

97	行政文書の名称等: 第4次日韓会談再開第1回 (第11回) 本会議 議事録 (付: 両代表挨拶ほか)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 120円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

98	行政文書の名称等: 第4次日韓会談再開第2回(第12回)本会議 議事録(付:第10回 会議英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

99	行政文書の名称等: 第4次日韓会談再開第3回(第13回)本会議 議事録(付:再開第1 回会議英文議事録ほか)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

100	行政文書の名称等: 第4次日韓会談再開第4回(第14回)本会議 議事録(付:新聞発表 文)
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

103	行政文書の名称等: 第4次日韓会談韓国請求権委員会第1回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

105	行政文書の名称等: 第4次日韓会談韓国請求権委員会第3回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

106	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第1回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

107	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第2回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

108	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第3回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

109	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第4回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

110	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第5回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

111	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第6回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

112	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第7回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

113	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第8回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

114	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第9回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

115	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第10回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

116	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第11回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

117	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(文化財)第12回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

118	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(一般請求権)第1回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

119	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(一般請求権)第2回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

120	行政文書の名称等: 第4次日韓会談請求権委員会(一般請求権)第3回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

121	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第1回本会議 議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 9枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 180円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

122	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第2回本会議 議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 4枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

123	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第3回本会議 議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 120円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

124	行政文書の名称等: 第5次日韓会談予備会談第4回本会議 議事録
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

125	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第1回本会談 (付: 日韓両代表挨拶)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

126	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第2回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

127	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第3回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

128	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

129	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第5回本会談 (付: 会合記録追補)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

130	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第6回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

131	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第7回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

132	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第8回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

133	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第9回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

134	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第10回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

135	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第11回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

136	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第12回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

137	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第13回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

138	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第14回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

139	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第15回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

140	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第16回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

141	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第17回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

142	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第18回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

143	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第19回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

144	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第20回本会談 (付: ペーパー1. 日本側の考え方 2. 韓国側の考え方)
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

145	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第21回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

146	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第22回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

147	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第23回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

148	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第24回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

149	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第25回本会談
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

150	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第26回本会談
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

151	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第27回本会談
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

152	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第28回本会談
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

153	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第29回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

154	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第30回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

155	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第31回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

156	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第32回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

157	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第33回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

158	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第34回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

159	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第35回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

160	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第36回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

161	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第37回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

162	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第38回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

163	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第39回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

164	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第40回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

165	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 1 回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

166	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 2 回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

167	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 3 回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

168	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 4 回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

169	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 5回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

170	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 6回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

171	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 7回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

172	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4 8回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

174	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第49回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

175	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第50回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

176	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第51回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

177	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第52回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

178	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第53回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

179	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第54回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

180	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第55回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

181	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第56回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

182	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第57回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

183	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第58回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

184	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第59回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

185	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第60回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

186	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第61回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

187	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第62回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

188	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第63回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

189	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第64回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

190	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第65回本会談
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

192	行政文書の名称等: 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第2回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

193	行政文書の名称等: 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第3回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

194	行政文書の名称等: 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第4回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

195	行政文書の名称等: 第7次日韓請求権及び経済協力委員会第5回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

199	行政文書の名称等: 第7次日韓請求権及び経済協力委員会請求権分科会第1回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

204	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第1回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 3枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

205	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第2回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

206	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第3回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

207	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第4回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

208	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第5回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

209	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第6回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐ 全部 ☐ 一部 (希望する部分:)

210	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第7回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

211	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第8回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

212	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第9回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

213	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第10回会合
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

214	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第11回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

215	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第12回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

216	行政文書の名称等: 第7次日韓会談基本関係委員会第13回会合
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条3号	
決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄を御覧ください。

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 40円

☐全部 ☐一部 (希望する部分:)